

安心ネットづくり促進協議会
調査企画委員会
児童ポルノ対策作業部会
2010年度 最終報告書

2011年4月28日

はじめに

昨年度の調査企画委員会児童ポルノ作業部会は、「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ」「ISP 技術者サブワーキンググループ」「アドレスリスト作成・管理団体の在り方サブワーキンググループ」の 3 つのサブワーキンググループを通じて活動を行った。

まず、「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ」においては、ブロッキングに関する法的な諸問題のうち、ブロッキングの実施を直後に控えた現時点において重要性の高いものを検討した。その中でも主たるものの第一は、ブロッキングの実施主体となるプロバイダとアドレスリスト作成管理団体に生じる各種の法的責任である。ブロッキングがプロバイダによる自主的な取り組みである以上、プロバイダ等の法的リスクを明らかにしておくことは重要である。この問題には、ブロッキングに関わる他の主体、すなわち、通信の秘密を侵害されるプロバイダの利用者（閲覧者）や、発信しようとする情報をブロックされる発信者に対する法的責任の問題が含まれている。主たるものの第二は、DNS ブロッキング方式におけるリスト作成の基準である。DNS ブロッキング方式は、不可避的にオーバードロッキング（児童ポルノではないもののブロッキング）を伴う。ここでは、オーバードロッキングによる表現の自由の侵害を極力小さくするためのリスト作成基準についての検討を行った。

次に、「ISP 技術者サブワーキンググループ」においては、さしあたり広く利用されることが想定される DNS ブロッキング方式についての標準的な実施方法を取りまとめた。具体的には、DNS キャッシュサーバやリダイレクト用ウェブサーバの設定方法および導入手順について紹介した。また、DNS ブロッキングの導入に関する懸念事項として、ブロッキングの設定が DNS サービスに与える影響や、DNSSEC の導入に伴う影響等について検討した。

最後に、「アドレスリスト作成・管理団体の在り方サブワーキンググループ」においては、アドレスリスト作成・管理団体の立ち上げについて、実務的諸問題を検討した。

以上のうち、「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ」のとりまとめを「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ報告書」として、「ISP 技術者サブワーキンググループ」のとりまとめを「DNS ブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」としてここに公表する。当作業部会は、これらの報告書が ISP による自主的取り組みを通じた児童ポルノの流通防止に役立てられることを心から願っている。